

酒田市生涯学習指導者・生涯学習支援ボランティア登録要項

1 目的

酒田市は、生涯にわたり自ら学び、公益の心を大切にする生涯学習社会の実現を目指しています。そのため、専門的な知識や技能を持つ指導者を登録し、市民に情報を提供することで、生涯学習活動を行う市民や団体を支援します。また、生涯学習支援ボランティアを募集し生涯学習の輪を広げ、その推進を図ります。

2 登録の種別

- (1) 生涯学習指導者・・・講義や講演などで直接、受講生に対して指導や教授を行う方
- (2) 生涯学習支援ボランティア・・・主に酒田市教育委員会社会教育課が主催・共催する講座やイベント等の運営補助 ※謝礼・交通費等の支給はありません。

3 登録資格者

生涯学習指導者・生涯学習支援ボランティア登録の趣旨に同意でき、次の要件を満たす方

【(1)(2)共通】

- ①市内に在住・在学・在勤者のいずれかで20歳以上の方
- ②生涯学習活動に深い理解と熱意があり、心身ともに健康な方

【生涯学習指導者のみ】

- ①文化・教養・芸術・レクリエーション等について、特技や学識を有し、指導や助言ができる方
- ②市内で指導、活動ができる方
- ③指導者としての立場を利用した営利・宗教・政治活動を行わない方

4 登録期間等

- ①登録期間は、登録した日から3年間とします。
- ②登録内容は、生涯学習の目的以外には使用しません。また、申出により、随時登録内容の変更や登録の取り消しができます。

5 登録の申込・変更・取消方法

- ①酒田市生涯学習指導者登録（申込・変更届・取消届）書（様式1-1）に必要事項を記入のうえ、市教育委員会社会教育課へご持参ください。

※申込書は市教育委員会社会教育課（総合文化センター内）に設置されているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

②登録者の活動がこの制度の目的や登録資格に反する場合、または生涯学習指導者・生涯学習支援ボランティアとしてふさわしくないと認められる場合は、登録を取り消すことがあります。

6 情報の公開

【生涯学習指導者のみ】

- ①市ホームページには、指導者登録申込書において同意を得た事項を掲載します。
- ②市ホームページでの公開は、一定数の登録があった時点で開始します。

7 問い合わせ先・提出先

〒998-0034 酒田中央西町2-59 酒田市教育委員会社会教育課
Tel 0234-24-2993 Fax 0234-24-5780
E-mail : shakai@city.sakata.lg.jp